

静岡県警察術科検定実施要綱の制定について

(平成5年3月12日甲通達養第18号)

柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法及び救急法は、警察官の職務を適正に遂行するために必要な技能であり、これらの技能に関する教養の成果を確認することは、これらの普及を図るために必要なことである。

本通達は、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法及び救急法についての技能検定に関する基準等を定めたものである。

その主な内容は、

技能検定の種目

技能検定の実施要領

等である。